

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	省エネ法に関わる報告書の電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>改正省エネ法の施行（平成 22 年 4 月）に伴い、事業所単位の報告から事業者としての報告となり、各事業所の使用量の取り纏めが必要となった。また提出先が、事業者の主たる事業所（本社）所在地の管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に関わる事業の所管省庁（総務省を含む）となっており、エネルギー管理者等の選解任届についても同様の提出が必要である。</p> <p>旧法の場合は、エネルギー管理指定工場に指定になった事業所から事業所の所在する所管省庁への報告でよく、事業所単位の個別対応で完了していた。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	エネルギーの使用の合理化に関する法律第 15 条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	省エネ法に関する届出申請にあたっての電子化（インターネットの活用）が実現されれば、事業者（企業）の事務負担の大幅な軽減や、複数官庁への報告内容の食い違いなど、誤記載防止等の効果が見込まれる。